

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ等（計5台）に校正外れが認められたため、対応検討	D	
2	1号機	タービン湿分分離器ドレンタンク（B）水位（非常用側）指示調節計点検において、指示不良が認められたため、当該回路を修理	D	
3	3号機	中央制御室換気空調系空調機（A）の入口伸縮継手に亀裂が認められたため、当該部を交換	D	
4	3号機	復水脱塩装置用硫酸ポンプ（A）点検において、出口側のバルブシートを損傷させたため、当該部品を交換	D	
5	3号機	原子炉建屋弁グランドリークオフコンデンサ安全弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	低圧タービン（A）上半外部車室溶接部の浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を修理	D	
7	5号機	換気空調系空冷チラー冷水ポンプ（B）試運転において、グランドリーク量の増加及びパッキンに増し締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	D	
8	6号機	非常用電気品室換気空調系膨張タンク（A）水位スイッチ点検において、接点差の測定値に精度外が認められたため、当該スイッチを交換	D	
9	6号機	非常用電気品室換気空調系冷水ポンプ（A）圧カスイッチ付指示計点検において、接点不良（チャタリング）が認められたため、当該計器を交換	D	
10	6号機	原子炉建屋換気空調系給気隔離弁（B）のストライカを変形させたため、当該部を点検・修理	C	
11	6号機	原子炉再循環系M・Gセット（B）点検において、発電機コレクタリングの絶縁抵抗値に低下が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	廃棄物処理建屋のドレンファンネル点検において、番号が明記されていないファンネル（2箇所）が認められたため、当該ファンネルの番号を記載	D	
13	6号機	非常用電気品室及び常用電気品室換気空調系薬注タンクベント弁に開不良（固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	6号機	タービン建屋のドレンファンネル点検において、詰まり等の不具合（9箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
15	6号機	所内ボイラ制御盤ランプテストボタン止め具の破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）排ガス補助ブロワ（B）出口側伸縮継手点検において、腐食穴（8箇所）が認められたため、当該伸縮継手を交換	D	
17	その他	工事施工報告書整備の委託業務において、実施計画書の提出不備が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで